

令和5年度国民健康保険税

地方税法施行令の一部改正に伴い、市国民健康保険税条例の一部を改正します。

◎令和5年度改正内容

①課税限度額=99万円から104万円に引き上げます。

区分	改正後	改正前
医療分	65万円	63万円
支援金分	22万円	19万円
介護分	変更無し	17万円

軽減割合	軽減対象の世帯所得基準	
	改正後	改正前
7割	変更無し	43万円+ {10万円×(給与所得者等の数-1)} 以下
5割	43万円+(29万円×被保険者数等の合算数)+ {10万円×(給与所得者等の数-1)} 以下	43万円+(28.5万円×被保険者数等の合算数)+ {10万円×(給与所得者等の数-1)} 以下
2割	43万円+(53.5万円×被保険者数等の合算数)+ {10万円×(給与所得者等の数-1)} 以下	43万円+(52万円×被保険者数等の合算数)+ {10万円×(給与所得者等の数-1)} 以下

◎納税通知書を発送します

令和5年度の国民健康保険税納税通知書を7月中旬に発送します。第1期納期限は7月31日(月)です。国民健康保険税は皆さんの医療費の大切な財源です。期限内納付にご協力をお願いします。

保険税の税率や計算方法等は納税通知書と同封の国民健康保険税のしおりをご確認ください。

〈納付方法〉

口座振替または納付書の裏面に記載の金融機関やコンビニエンスストアのほか、スマホ決済での納付も可能です。

※スマホ決済の場合、領収証は発行されません。

〈特別徴収から普通徴収に変更となる場合〉

昨年度において特別徴収(年金からの天引き)により納付した方でも、今年度から普通徴収(納付書または口座振替による納付)に変更となっている場合がありますので、必ず納税通知書をご確認ください。

〈非自発的離職者の軽減〉

会社の倒産や雇止めなど、非自発的な理由により離職した方に対する国民健康保険税の軽減制度があります。

▶対象=次のすべてに該当する方

- ・非自発的理由により離職し、離職の時点で65歳未満であること。
- ・公共職業安定所(ハローワーク)が発行す

②軽減判定の基準

世帯主および被保険者全員の前年の所得金額が、一定金額を超えない世帯については、国民健康保険税の均等割額と平等割額を次の割合で軽減します。

※申請の必要はありません。

軽減は世帯員全員(所得の無い方を含む)が所得申告している必要があります。所得未申告の方(所得の無い方を含む)が世帯内にいる場合、軽減対象外となりますので、申告が済んでいない方はお早めに税務課で所得の申告をしてください(確定申告が必要な方は税務署へ申告ください)。

国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者証は、8月に更新されます。
新しい被保険者証は、7月末日までに書留郵便で郵送されますので、8月1日(火)からご使用ください。
また、有効期限を過ぎた被保険者証は市役所に返却するか、はさみで裁断するなどして処分してください。

1人1枚のカード式になっていきますので、携帯に便利ですが紛失する方も増えています。重要なものですので大切に管理してください。
▼新被保険者証の色
・国民健康保険Ⅱサーモン色
・後期高齢者医療Ⅱ薄茶色(黄色系)
▼新被保険者証の有効期限
令和5年8月1日(火)から1年間
※短期被保険者証の方、令和6年7月31日までに75歳になる方は除く。
詳細は問い合わせください。



▲国民健康保険被保険者証(新) ▲後期高齢者医療被保険者証(新)

ねんきんナビ 国民年金保険料の免除申請を受け付けています

国民年金保険料の納付が困難な場合は、納付の免除・猶予を申請することができます。未納が続くと、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合がありますのでご注意ください。

令和5年度分の免除申請等は、7月1日から受け付けています。**対象期間は、令和5年7月～令和6年6月**です。

また、免除については、過去2年(申請月の2年1か月前の月分)まで遡って申請ができます。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったもの、申請を忘れていたことなどにより未納期間がある方は、市民課または年金事務所まで手続きが必要です(郵送による申請も可)。

●「納付・免除・猶予の対応をした場合」と「未納の場合」とでの年金受給の際の違い

	納付	全額免除	一部免除	納付猶予(注3)(学生納付特例)	未納
年金の受給資格期間に・・・	含まれる	含まれる	含まれる(注2)	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算に・・・	含まれる	含まれる(注1)	含まれる(注1・2)	含まれない	含まれない

(注1) 保険料を納めた場合と比べた「受け取る年金額の割合」(平成21年4月以降の免除期間)
●全額免除の場合: 2分の1 ●4分の3免除の場合: 8分の5
●半額免除の場合: 8分の6 ●4分の1免除の場合: 8分の7
(注2) 一部免除は、減額された保険料を納めない「未納」と同等の扱いとなります。
(注3) 平成28年7月1日より、納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。

☎市民課年金事務所 ☎043(242)6320
☎市民課高齢者医療年金班 ☎0475(70)0336

る雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、次の離職理由コードに該当する方(離職理由コード:11・12・21・22・23・31・32・33・34)※高齢受給資格者証または特例受給資格者証をお持ちの方は対象となりません。

▶軽減内容=対象者自身の給与所得を100分の30とみなして税額を算定します。

▶対象期間=離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間

※令和4年3月31日～令和5年3月30日の間に離職し、申請して令和4年度の国民健康保険税にこの軽減が適用された方については、令和5年度分も自動的に軽減が適用されます。

▶手続方法=雇用保険受給資格者証を持参の上、市民課または白里出張所で申請してください。

〈減免制度〉

世帯主および被保険者が特別な事由に該当し、一定の要件を満たす場合、申請により保険税が減額または免除されることがあります。

※原則、申請が受理された時点で既に納期限を経過している保険税、納付済みの保険税については減額・免除の対象とはなりません。

詳細は市ホームページをご覧ください。問い合わせください。

☎税務課市民税班

☎0475(70)0321

マイナンバーに関するお知らせ

マイナポイントの申し込みはお早めに!

●ポイントの申し込みができる方=令和5年2月末までにマイナンバーカードの交付申請をした方

マイナポイントの申込締切は令和5年9月末ですが、決済サービス会社によっては早めに申し込みを締め切ることがあります。

マイナンバーカードの交付通知書が届いている方は、早めにカードを受け取り、ポイントをもらう申し込みをしましょう。

☎マイナポイント事業ウェブサイト(総務省マイナポイント事務局)

☎0120(95)0178



マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん

マイナンバーカードの受け取りはお早めに!

マイナンバーカードの交付通知書が手元に届いたら、速やかに受け取りの予約を行ってください。

受け取りは、夏休み期間中やマイナポイント申込期限の9月に集中することが予想されます。期限までに確実に受け取るために、早めの予約をお願いします。

▶受取場所=市民課、白里出張所
マイナンバーカードの受け取りは、予約制です。予約可能時間、予約先等は、交付通知書に同封の予約案内をご覧ください。

▶日曜開庁=今月の休日開庁日は7月30日(日)です。平日の来庁が困難な方は、お早めにご予約の上ご利用ください。

☎市民課市民班

☎0475(70)0340